

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

事業名：国道41号黒崎電線共同溝PFI事業

令和4年10月7日

北陸地方整備局

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	入札公告	15	2	(4)	② (ア)	工事企業の競争参加資格要件	「全面通行止め」とは自動車両、自転車等の軽車両、歩行者等全ての道路利用者を通行止めとするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札公告	15	2	(4)	② (ア)	工事企業の競争参加資格要件	「電線共同溝」とは地中化による無電柱化の方式の一つですが、「電線共同溝」方式以外の自治体管路方式、単独地中化方式、要請者負担方式による無電柱化工事も施工実績に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	5	第3章	1	カ	応募者の構成	「業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差支えない。」とありますが、業務範囲とは、施工の位置的な範囲（例えば上下線等）又は工種（例えば管路工等の工種）を指すのか、あるいは、業務における役割分担を指すのかご教示願います。	ご指摘の内容については、いずれも業務範囲を明確にすれば、複数の者で分担することは差し支えありません。
4	入札説明書	5	第3章	1	カ	応募者の構成	「業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差支えない。」とありますが、工事企業の参加資格要件を満たす複数の企業（代表企業、構成員等）が業務範囲を明確にした上で、同工種の施工に携わることは差支えないとの理解でよろしいでしょうか。例えば整備工事業務を2者で実施することは可能でしょうか。	質問No.3の回答のとおりです。
5	入札説明書	5	第3章	1	カ	応募者の構成	「業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差支えない」とありますが、工事企業を2者で構成し、その2者がJVを組成する場合、以下についてご教示願います。 ①資本関係または人的関係において関連のある2者によるJV組成が可能か。 ②第一次審査資料はJVではなく個社としての申請でよいか。 ③②が可の場合、第二次審査資料提出までにJV協定書等の提示が必要か。 ④事業者選定された場合、基本協定書に記載する構成企業（工事企業）はJV名となるか、それとも個社となるか。	①については、経常建設共同企業体（経常JV）としての参加は可能です。 ②については、第一次審査資料は個社としての申請でよいが、経常JVとして申請を予定していることを申請書類に明記すること。 ③については、開札時まで提出をお願いします。 ④については、JV名となります。
6	入札説明書	7	第3章	3		設計企業の競争参加資格要件	「調整マネジメント業務（調査・設計段階）のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「管理技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	9	第3章	4		工事企業の競争参加資格要件	「調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「監理技術者又は主任技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
8	入札説明書	9	第3章	4	イ	工事企業の競争参加資格要件	実施方針等に係る質問への回答No.12では、「工事業務における参加要件として提出する実績は、共同企業体の全ての構成員が同種工事実績を有していなければなりません」とありますが、通常の工事では構成員のいずれか又は代表者以外の構成員は緩和された同種工事実績（例えば「通行規制を伴う道路工事」）を有することとされるのが一般的です。また、直轄事業における電線共同溝PFI事業は、補助事業においても容易に採用できるようにするための手本の位置づけと認識しております。地域に精通した優良な中小・中堅建設企業の振興を図る観点からも、共同企業体における代表者以外の構成員の同種工事実績を緩和していただけないでしょうか。	工事業務における競争参加資格要件として提出する実績は、経常建設共同企業体（経常JV）のいずれかの構成員が同種工事実績を有していれば、競争参加資格が有るものとし、入札説明書に追記します。あわせて、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答（令和4年7月27日）」を訂正します。
9	入札説明書	9	第3章	4	イ（ア）	工事企業の競争参加資格要件	工事企業及びその配置予定技術者に求める要件として、「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績を有すること」とありますが、コリンプ以外で実績を証明しようとする場合に、通行規制（全面通行止めを除く）に関しては道路使用許可の提出で認められるかご教示願います。また、道路使用許可でも証明しきれない場合においては、当該工事の発注者が証明し、それを書面で提出することでも認められるかもあわせてご教示願います。	道路使用許可証により「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績」を確認できる場合は、当該道路使用許可証を提出することもできます。 また、ご指摘のように、上記の道路使用許可証で「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績」の確認ができない場合には、当該工事の発注者が「通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績」を証明した書面を提出することも認めます。
10	入札説明書	9	第3章	4		工事企業の競争参加資格要件	工事企業を2社のJVとすることは可能でしょうか。 JVが可能な場合、一次審査の段階でJVとして申請しなければならないのでしょうか。 JVを組成せずに工事企業2社で一次審査を申請した場合、もし片方が失格となった場合、もう片方が失格となっていなければ、応募グループ全体として合格となるのでしょうか。	工事企業を2社の経常建設共同企業体（経常JV）とすることは可能です。 なお、第一次審査の申請方法については質問No.5、競争参加資格要件については質問No.8の回答のとおりです。
11	入札説明書	11	第3章	5	（ウ）	工事監理企業の競争参加資格要件	「実施方針等に関する意見の回答No.1」の中で、「ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。」の追記を頂けるとのことでしたが、本入札説明書にもそのような記載が見られません。 「実施方針等に係る質問への回答No.17」で頂いている回答で、考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	12	第3章	6	（イ）	維持管理企業の競争参加資格要件	「実施方針等に関する意見の回答No.2」の中で、「ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。」の追記を頂けるとのことでしたが、本入札説明書にもそのような記載が見られません。「実施方針等に係る質問への回答No.17」で頂いている回答で、考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
13	入札説明書	15	第4章	4	(1)	賃上げの実施に関する評価	アにおいて、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要とあります。各構成企業のうち、1社でも表明ができない場合は加点されないということでしょうか。それとも、表明できる企業数に応分して加点されるということでしょうか。	すべての構成企業が賃上げ表明をした場合に加点します。
14	入札説明書	15	第4章	4	(1)	賃上げの実施に関する評価	ア「なお、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要」とありますが、構成企業のうち1社のみが表明している場合等にも一定の加点は、あるのでしょうか。	質問No.13の回答のとおりです。
15	入札説明書	17	第4章	5	(1)	入札方法	「オ」に記載ある、委任状が必要な代理人について、代表企業以外は応募グループ構成企業であっても委任状は必要でしょうか。	代表企業の委任状だけで構いません。
16	入札説明書	18	第4章	6		開札、その他	「入札者（入札参加者の代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。」と記載がありますが、立ち会わなかった場合は入札無効等のペナルティがあるのでしょうか。	ペナルティはありません。
17	入札説明書	21	第5章	3	(3)	開札	「入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。」とありますが、最低制限価格の基準はありますでしょうか。	最低制限価格は設けておりません。
18	入札説明書	22	第6章	3	(2)	契約書作成の要否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和5年3月9日までに、北陸地方整備局（支出負担行為担当官北陸地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付1）により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、締結前に両者事前協議は行われるのでしょうか。また、事業者選定後に事業契約書（案）に大きな変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前に事前協議は行います。 また、事業者選定後に交わす事業契約書については、入札説明書 添付1 事業契約書（案）に大きな変更はありません。
19	入札説明書	22	第6章	3	(2)	契約書作成の要否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和5年3月9日までに、北陸地方整備局（支出負担行為担当官北陸地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付1）により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、事業者にとって過大なリスクとなる場合は、事業契約解除を含む協議が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	法令等の変更等又は不可抗力による解除については、入札説明書 添付1 事業契約書（案）第80条のとおりです。 契約解除及びリスク分担については、本PFI事業の実施方針（R4.7.6公表）もご確認ください。 https://www.hrr.mlit.go.jp/road/pfi/houshinl.html
20	添付1 事業契約書（案）	3	第2章	第7条		事業の期間	「本契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和28年3月31日のいずれか早い方の日に終了する。」とありますが、設計業務・工事業務の工期が延長した場合、維持管理業務の期間が短縮するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
21	添付1 事業契約書（案）	9	第2章	第20条	1	事業者の総括代理人	「事業者」は、「総括代理人」を置き、その氏名及びその他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない」とありますが、その他必要な事項とは、業務経歴や有資格や社員証などのことでしょうか、ご教示願います。	実務経験、経歴、資格などです。
22	添付1 事業契約書（案）	9	第2章	第20条		事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」は、資格要件の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	資格要件としては、ご理解のとおりです。
23	添付1 事業契約書（案）	10	第2章	第23条	2	事業費の確定	「発注者」及び「事業者」は、本契約の締結後速やかに、「整備工事等費」の単価について、「入札時積算数量図面書」に記載された単価及び「発注者」が示した入札時積算数量図面書に記載された数量を基礎として協議し、「工事費合意書」を締結するものとする。とありますが、入札時積算数量図面書および見積参考資料には、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））の費用」が含まれていないので入札価格には反映しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	添付1 事業契約書（案）	10	第2章	第23条	3	事業費の確定	「事業者は、工事着工予定日の30日前までに、要求水準に定めるところにより、本事業における整備工事等費の内訳書を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない。」と記載されていますが、設計完了時に工程数量等に変更が生じた場合、この内訳書が変更金額の基準となるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書 添付5 事業費の算定及び支払い方法 第3章に記載のとおりです。
25	添付1 事業契約書（案）	10	第2章	第23条	4	事業費の確定	数量の増減が著しく「工事費合意書」の記載事項に影響があると認められる場合との記載について、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか、ご教示願います。	数量が大幅に変動する場合を想定しています。 具体的には、発注者と協議して決定します。
26	添付1 事業契約書（案）	11	第2章	第23条	5, 6	事業費の確定	「詳細設計業務終了後に工事費内訳書の変更の必要があると認められるときは、事業者と協議して、必要な変更を行うこと」とありますが、事業契約書の金額変更を伴うものとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書 添付5 事業費の算定及び支払い方法 第3章に記載のとおりです。
27	添付1 事業契約書（案）	19	第3章	第48条	4	近隣への対応	「前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、「事業者」がこれを負担する。」とありますが、前項以外の地域住民等の要望活動とは、具体的にどのような内容を想定されているかご教示願います。	地域貢献活動等が想定されます。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
28	添付1 事業契約書（案）	20	第4章	第55条	2	工事監理業務の実施及び管理	「事業者は、工事監理業務の技術上の管理を行う監理技術者を定め、」と記載がありますが、工事監理企業が配置する管理技術者を指しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書 添付1 事業契約書（案）を訂正します。
29	添付1 事業契約書（案）	21	第4章	第60条		部分使用	部分使用する場合、発注者による（引渡し）検査を部分使用する当該箇所のみ先行して実施していただける理解で宜しいでしょうか。	部分使用する場合は、発注者による中間技術検査を行うこととしますが、当該箇所のみ先行して完成（引渡）検査を行うことはありません。
30	添付1 事業契約書（案）	22	第4章	第61条	1	本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置	「発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合には、発注者は、引渡予定日から引渡日までの期間（両日を含む。以下、本条において同じ。）において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、発注者は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」とありますが、遅延利息は「事業者が負担した合理的な増加費用」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合」に発生した金利負担等は、「事業者が負担した合理的な増加費用」に含まれます。
31	添付1 事業契約書（案）	27	第6章	第75条	1	施設整備費の支払い	令和12年3月に施設の引渡しが予定されているにもかかわらず、初回の請求は、1年後の「令和13年3月31日から15日以内」となっているのは、どのような理由かご教示ください。 また、初回の請求を1年早め、全17回払いとできないでしょうか。	本PFI事業は、維持管理業務も含めてサービスの対価として割賦払いを行うものであり、施設整備費だけ先行して別に支払うものではありません。
32	添付1 事業契約書（案）	27	第6章	第75条	1	施設整備費の支払い	実施方針への質問回答NO.6で、「割賦方式による支払いの前倒しは想定していません」とありますが、工期短縮した場合は支払いを前倒ししていただけないでしょうか。 また、前倒しが出来ない場合は建中金利を負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書 添付5 事業費の算定及び支払い方法 第2章 3. に記載のとおりです。 建中金利は施設整備期間中に発生する金利であり、施設費に含まれます。 なお、引渡後は、割賦手数料として、本施設の引渡日の翌日から令和13年3月31日までを、第1回目の割賦手数料の計算期間として設定します。
33	添付1 事業契約書（案）					全般	本契約書は、選定された落札者の事業提案も踏まえ、北陸地方整備局と落札者での協議により、最終的に確定されるものという理解でよろしいでしょうか。	質問No.18の回答のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
34	添付2 要求水準書	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	整備対象施設（2）道路（車道、歩道）について、P.58「要求水準書 資料3-1■標準断面図」に舗装工の施工幅員の記載がありませんので、明記していただけないでしょうか。また、入札時積算数量図面書に舗装平面図を追加していただけないでしょうか。	入札説明書 添付2 要求水準書 及び 添付9 入札時積算数量図面書の標準断面図に舗装工の施工幅員を追記します。
35	添付2 要求水準書	2	第1章	8	(2) オ	事業の業務内容	設計業務、工事業務、維持管理業務の内容として、「その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務」とありますが、事業を進めるにあたって必要となった場合は、実施内容に応じて設計変更の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	事業を進めるにあたって必要と認められる場合は、発注者と協議の上、設計変更の対象とします。
36	添付2 要求水準書	4	第1章	12		適用基準	記載以外の適用すべき基準として、富山河川国道事務所で定められている電線共同溝、道路付属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準がありますでしょうか。 また、ある場合は事業提案作成にあたって公開いただけますでしょうか。	現時点で記載以外の基準は想定していませんが、事業の実施にあたり記載以外の基準が確認された場合は、これを遵守してください。
37	添付2 要求水準書	7	第2章	1	(2)	業務の条件	添付2-10 見積参考資料では、事前調査に測量調査が含まれていません。入札参加者が測量調査を必要と考えていても、測量調査は入札価格には含まないと捉えてよろしいでしょうか。 貸与いただく測量資料が不足しており、現況測量等を事業者が実施する場合、その必要性を認めていただくことによって設計変更の対象になると捉えてよろしいでしょうか。	事前調査業務の現地測量については、入札説明書 添付2 要求水準書 及び 添付9 入札時積算数量図面書 のとおり実施することとしています。
38	添付2 要求水準書	11	第2章	2	(3)	BIM/CIMを活用した検討等	CIMモデルの作成について、当初考えておられる詳細度等の最低限の条件等がありましたら、ご提示いただきたい。	作成するCIMモデルの詳細度は、工事業務及び維持管理業務での活用が可能な程度を想定していますが、詳細については、発注者と協議のうえ決定するものとします。
39	添付2 要求水準書	13	第2章	3	(2)	試掘及び埋設物探査	試掘調査時は工事業務の期間外となるため、工事時の配置技術者の専任期間に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	添付2 要求水準書	13	第2章	3	(2)	試掘調査	試掘実施箇所10箇所について、「現地調査の結果、これによりがたい場合は、協議のうえ設計変更対象とする」とありますが、非開削探査を併用し合理的と判断された費用については非開削探査費用含めて設計変更対象という認識で宜しいでしょうか。	発注者と協議のうえ、非開削探査を実施することになった場合は設計変更の対象とします。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
41	添付2 要求水準書	13	第2章	3	(2)	試掘調査	要求水準書で「試掘実施箇所は、1箇所あたり（1.0m×1.0m×1.5m）で、10箇所（既存埋設物移設想定箇所：8箇所、交差点部：2箇所）を想定している。」と記載があります。入札説明書 添付10 見積参考資料6頁1）試掘の1式当たり数量においては、舗装破碎・表層（歩道部）となっており、歩車道の区別がありません。既存埋設物移設想定箇所：8箇所と交差点部：2箇所の10箇所は、既設舗装厚及び仮舗装厚ともに同じ舗装構成と考えてよろしいかご教示願います。	試掘箇所については、既存埋設物移設想定箇所：8箇所は歩道部を想定し、交差点部：2箇所は車道部を想定しています。 入札説明書 添付10 見積参考資料 を訂正します。
42	添付2 要求水準書	14	第2章	3	(2)	試掘調査	要求水準書で「交通誘導警備員(交通誘導警備員A 4人日、交通誘導警備員B 12人日)を予定している。」と記載があります。これは配置要員3名+交替要員1名=4名/日として計上されていると考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
43	添付2 要求水準書	16	第2章	4	(3)	設計条件の整理	通信用FA管及びBD管は曲管レス継手が採用されていますが、電力系管路と同一ルートの場合は同曲線ルートでの施工が必要となり、その場合は曲管の採用も可能と考えてよろしいでしょうか。	発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
44	添付2 要求水準書	16	第2章	4	(3)	設計条件の整理	電力用管路材については角型FEP管が採用されていますが、他工事で特殊部妻壁部において管路相互間のピッチをとることにより首折れが発生し、品質不良が多数発生しております。対応策として特殊部妻壁部のピッチの見直しが必要と考えますが、電線管理者の理解が得られなかった場合は他種管の採用も可能との理解でよろしいでしょうか。	低コスト手法の活用をふまえた管材を検討し、発注者と協議のうえ設計変更の対象とします。
45	添付2 要求水準書	16	第2章	4	(2)ア	道路詳細設計(A)	設計項目に道路詳細設計（A）が含まれていますが、現道国道41号は道路として整備済みと考えます。改良の予定などがあるということでしょうか。また、その場合、改良の内容をご提示いただけますでしょうか。それとも、電線共同溝仮復旧後に、床掘範囲外も含めた再整備（舗装等）のイメージとなりますでしょうか。	後段のご理解のとおりです。
46	添付2 要求水準書	17	第2章	4	(6)	排水路改修	移設の必要性を検討、水路管理者と協議し設置断面等の確認を行うとありますが、移設や設置断面等の変更が必要となった場合の詳細設計は含まれないと考えてよいでしょうか。 詳細設計を実施することを求める場合は、設計変更の対象になると考えてよいでしょうか。	移設や設置断面等の変更が必要となった場合の詳細設計は、道路詳細設計(A)の用排水設計に含みます。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
47	添付2 要求水準書	18	第2章	5	(4)	家屋調査	家屋調査は、事前調査に含まれていません。添付9にも記載がありません。入札参加者が家屋調査を必要と考えていても、これらは入札価格には含まないと捉えてよろしいでしょうか。 また、家屋調査は、その必要性を認めていただくことによって設計変更の対象になると捉えてよろしいでしょうか。	入札説明書 添付1 要求水準書 第2章 5. (4)の記載のとおりです。なお、家屋調査が必要な場合は、事業者ではなく、北陸地方整備局において別途行うこととしています。
48	添付2 要求水準書	21	第3章	1	(8)	設計変更等	遠隔地からの労働者確保及び建設資材調達が必要となった場合、それに要する間接工事費については設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
49	添付2 要求水準書	25	第3章	1	(19)	法定外の労災保険の付保	「事業者は法定外の労災保険にふさなければならない」とありますが、ここで言う事業者とは工事業務を実施する企業のことを指しており、代表企業（事業者）が工事企業でない場合は付保不要でしょうか。 また、下請け企業を含めて事業者が付保する必要がありますかご教示願います。	ここで言う「事業者」とは、「特定事業を行う民間事業者」を指し、工事業務を実施する民間事業者は法定外の労災保険に付さなければなりません。 なお、下請は含めないということです。 また、下請企業においても、元請から直接請負った契約額に対する法定外労災保険は必要となるところです。
50	添付2 要求水準書	25	第3章	1	(19)	法定外の労災保険の付保	「事業者は法定外の労災保険にふさなければならない」とありますが、「労災総合保険」でなくとも、同様の趣旨の商品であれば良いでしょうか。	同様の趣旨である保険であれば良いです。
51	添付2 要求水準書	25	第3章	1	(19)	法定外の労災保険の付保	「事業者は法定外の労災保険にふさなければならない」とあるが、「事業者等が付す保険等」には記載がありません。保険付保は必須でしょうか。	必須です。
52	添付2 要求水準書	27	第3章	2	(3)	ICT活用工事（舗装工（修繕工））の費用について	実施方針等に係る質問への回答No.82では、「当初の予定価格にはICT活用費用は見込まれていないため、活用に必要費用については事業開始後に貴局と協議のうえ設計変更対象になるという理解でよろしいでしょうか。」とありますが、今回の入札価格に反映しない（入札時の施設整備費に含まない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	添付2 要求水準書	31	第3章	4	(1)ウ	施工時間	「当初設計においては、本工事の施工は夜間施工を見込んでいる。」とありますが、昼間作業は禁止となりますでしょうか。	地域住民及び地権者、関係者協議において昼間作業が必要な場合は、発注者と協議の上設計変更の対象とします。
54	添付2 要求水準書	32	第3章	4	(3)	構造物一般	電力系特殊部の接地工は本事業対象外と理解していますが、事業者が実施しない接地工事に対する接地抵抗測定記録表を、北陸地方整備局の承諾を受け、電線管理者へ提出する必要があるのかご教示願います。	事業者が実施しない接地工事に対する接地抵抗測定記録表の電線管理者へ提出の必要はありません。 入札説明書 添付2 要求水準書を訂正します。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
55	添付2 要求水準 書	32	第3章	4	(3)	構造物一般	A種接地工事について記載がありますが、見積参考資料ではD種接地工事の数量しか計上がないため対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	添付2 要求水準 書	36	第3章	4	(13) ウ	電線共同溝 委託契約	要求水準書（案）では、「引込管及び連系設備」となっていますが、本要求水準書では、「引込管及び連系管・連系設備」と「連系管」が追加されています。 再度確認ですが、「引込管及び連系管・連系設備」については、以下の理解で宜しいでしょうか。 ①本事業の対象 ②設計も工事も占有事業者に委託することができる ③委託費の支払いは事業者が占有事業者に行う ④委託費は設計変更の対象。	①、②、③はご理解のとおりです。 ④は当初より施工に要する費用は見込んでおり、詳細設計や現地状況により変更が生じた場合には、設計変更の対象とします。
57	添付2 要求水準 書	37	第3章	4	(15)	通信設備 既設光ケーブル	「再利用が困難と判断される場合は」とありますが、どのような状態であれば再利用が困難と判断されるのでしょうか。判断基準をご教示願います。 また、再設置ができるとなった場合のケーブルの保管場所については、指定があるのか事業者側で準備が必要なのかご教示願います。	通信設備は本事業の対象外とします。 入札説明書 添付2 要求水準書を訂正します。
58	添付2 要求水準 書	51	第5章	1	(5)ウ	災害時・非常時 の対応	災害や想定外の事態について、地震や風雨などを含むのでしょうか。含む場合、災害や想定外の定義をどのようにお考えでしょうか（震度、降雨量など）。	入札説明書 添付1 事業契約書（案）別紙 6不可抗力による費用分担の1. 「不可抗力」の定義に記載のとおりです。
59	添付3 事業者等 が付す保 険等	1	第1章	1 2	(3) (3)	付保条件 保険の契約期間	履行保証保険、土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）まで契約として宜しいでしょうか。	保険期間は、工事期間の全期間とします。
60	添付3 事業者等 が付す保 険等	1	第1章			調査・設計業務 及び工事業務 の履行に係る保険	「調査・設計業務及び工事業務の履行にかかる保険として、設計・建設工事履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。」とありますが、履行保証保険の保険期間が7年間を超える場合、一括での履行保証保険がありません。 7年を超過期間に対しては、別途1年ごとに更新する等、保険期間を分けて対応することは可能でしょうか。	可能です。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
61	添付3 事業者等 が付す保 険等	1	第1章			共通事項 保険費用の変更	詳細設計完了段階などで工事費が変動すると、履行保証保険や土木工事保険の基礎金額が変更になりますが、保険費用についても工事費の変動に応じて設計変更対象という理解で宜しいでしょうか。	積算基準の間接費率等ではあるが、設計変更の対象です。
62	添付3 事業者等 が付す保 険等	1	第1章			各保険共通 「付保条件」	補償額について指定の無い部分は、事業者が任意に設定するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	添付3 事業者等 が付す保 険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について『雪災』危険を担保する場合、免責を設定することは可能でしょうか。また、免責額についてご要望はありますでしょうか。	事業者の提案によるものと考えています。
64	添付3 事業者等 が付す保 険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について、 「保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む。）とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。 支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 ≪限度額（例）≫ 保険金額：1事故限度額5,000万円（期間中限度額1億円）	保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む）としてください。 支払限度額の設定は可能とします。
65	添付3 事業者等 が付す保 険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「土木工事保険」について、 「地震、津波、噴火危険（以下「地震等危険」という。）担保とする。」とありますが、昨今の自然災害被害の増大といった時勢変化や対象地域の地震リスクの見直し等を背景として各保険会社とも引受けが困難と思われます。 付保条件から外して頂けないでしょうか。 また、保険会社が引き受けた場合も保険料が非常に高価になること想定されますが、予定価格へ反映済みとの理解で宜しいでしょうか。	地震等危険担保については付保条件の対象外とします。 入札説明書 添付3 事業者等が付す保険等を訂正します。
66	添付3 事業者等 が付す保 険等	2	第1章	2	(2)	保険内容・目的	「本整備工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。」とありますが、工事保険に既に参加している場合でも、改めて本工事を対象として加入する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	付保条件を満たすことが確認できれば改めて加入する必要はありません。
67	添付3 事業者等 が付す保 険等	2	第1章	1 2	(3) (3)	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの認識で宜しいでしょうか。（なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています）	質問No.66の回答のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
68	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	3	第2章	3	(1)	施設整備費 ア施設費	「施設費（割賦原価）」は、令和12年4月1日以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等となるよう、年1回、計16回に分けて支払う。」とありますので、「元利均等払い」と理解して宜しいでしょうか。なお、事業契約書別紙2の番号11には割賦手数料は「元金均等払い」と記載されており、いずれか正しい方をご教示願います。	上段のご理解のとおりです。 入札説明書 添付1 事業契約書（案）別紙2 の表中11「割賦手数料」の「元金均等払い」を「元利均等払い」に訂正します。
69	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	事業契約書の用語の定義、番号4維持管理期間に「維持管理期間とは引渡し以降本契約の終了日までの期間をいう」とありますが、技術提案により引渡日を前倒した場合は、整備期間を短縮した分だけ維持管理期間が延伸されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	延伸した維持管理期間に事業者が負担した費用については、維持管理費として全16回の支払いに加算されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
71	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	「維持管理業務開始日が令和12年4月1日以前となった場合も、第1回目の支払い時期は変更しない」とありますが、引渡し後は前倒し期間分の割賦での支払いがされません。支払いがない期間に実施した維持管理費は割賦手数料の元本と考える理解で宜しいでしょうか。	引渡が早まり維持管理業務の開始日を前倒した場合の、前倒しされた期間における維持管理業務については、令和12年度に実施した維持管理業務と合わせて会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく検査を行い、維持管理業務の対価を支払うこととします。 よって、維持管理業務開始が早まっても、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく最初の検査時期は変更しないため、割賦手数料は発生いたしません。 入札説明書 添付1 事業契約書（案）第74条を一部訂正します。
72	添付5 事業費の 算定及び 支払方法	4	第2章	3	(2)	維持管理費	「原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、維持管理業務のうち、点検・補修や台帳整備業務は毎年実施する業務ではなく、事業年度毎に実施内容が異なります。同額支払いが原則となると支払い額が収入額を上回り単年度で赤字が発生することが想定されますが、前年度末までに次年度分を確定するなどして事業年度毎の検査対象部分の支払いを原則とする手法へ変更いただけないでしょうか。	入札説明書 添付5 事業費の算定及び支払方法 第2章 の記載のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
73	添付6 事業者選 定基準	4	第5章	1	(2)	開札	「品確法運用指針」では、測量調査、設計、工事等において必ず実施すべき事項の1つとして、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等が示されています。近年の同種PFI事業では、VFMが30%を超えるなど、低価格にて受注を優先する傾向も生じています。本事業では適切な品質確保のために、最低制限価格は設定しないのでしょうか。また、設定しない場合は、その理由もご教示ください。	本PFI事業における民間事業者の選定では、会計法の規定による低入札価格調査制度、及び地方自治法施行令の規定による最低制限価格制度は適用いたしません。 理由として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律で謳われている『民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする』という趣旨を達成するためです。
74	添付6 事業者選 定基準	7	第6章	1		実施方針及び実施体制	事業の安定性に関して、SPC設立有無だけを評価基準としています。国内のPFI事業でも過去に、SPCが破綻した事例が存在しています。SPCを構成しない場合においても、提出資料にて代表企業等の経営安定性を評価することが可能と考えます。評価基準の考をお願いします。また、現在の考え方で進める場合は、SPC設立有無だけで評価する理由をご教示ください。	入札説明書 添付6 事業者選定基準 P.7に記載のとおり、「事業の安定性」の評価については、変更いたしません。 本PFI事業の基本方針に記載したとおり、SPCを設立する場合においてのみ、北陸地方整備局は本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する金融機関等と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することができるため、令和28年3月31日までの本PFIの事業期間にわたり、SPCを設立することの方が、「事業の安定性」の評価において、優位であると判断しています。
75	添付8 様式集及 び記載要 領		様式 1-2			グループ構成表 [本事業における 役割]	工事企業2社で、今後、甲型JVを組成する予定があるが、現段階ではJVを組成していない場合に、[本事業における役割]欄には、「入札説明書第2章3.(4).イ工事業務」の内容を2社とも同じように記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	添付8 様式集及 び記載要 領		様式 2-10①			見積依頼書 6. その他	「見積により採用した歩掛等については、見積参考資料として周知します。」とありますが、周知する時期について具体的にご教示願います。事業費算出に係るため早期の周知をお願いします。	見積により採用した歩掛等については、競争参加資格確認結果の通知日（令和4年11月2日）に、北陸地方整備局ホームページへの掲載により公表する予定です。
77	添付8 様式集及 び記載要 領		様式 2-3			管理技術者の資 格・設計業務の 実績等	現時点で、予定管理技術者の候補者を複数名選定し、様式として提出してもよろしいでしょうか。	設計業務の管理技術者は、候補者を複数名とすることはできません。
78	添付8 様式集及 び記載要 領		様式 2-5			配置予定技術者 の資格・工事経 験	現時点で、配置予定技術者の候補者を複数名選定し、様式として提出してもよろしいでしょうか。	工事業務の主任技術者又は監理技術者は、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができます。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
79	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-7			実績確認資料について	(様式2-7)配置予定の管理技術者の資格・工事管理業務の実績等「参加資格要件」ウに「上記ア及びイについて確認出来る書類を添付すること。」と記載がありますが、イ発注者支援業務の実績を確認出来る資料として、事業者が発行する業務経歴書、若しくは、国又は地方公共団体から委託され、委託した工事を工事監督する業務」において、工事請負会社との契約資料等で個人名が確認できれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-9			添付資料Ⅰ～Ⅹ	添付資料Ⅰ～Ⅹの提出部数は、代表企業、構成企業の各社1部でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-9			添付資料Ⅱ	弊社は、持ち株会社を親会社とする企業であり、企業単体の貸借対照表、損益計算書は作成しているものの、「株主資本等変動計算書」は企業単体で作成しておりません。この場合は弊社を含む持ち株会社（親会社）の株主資本等変動計算書を提出すれば良いですか。	持ち株会社（親会社）のものを提出願います。
82	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-9			添付資料Ⅱ及びⅢ 直近3箇年決算資料	特に連結決算については、書類の枚数が非常に多くなりますので、決算報告書に限り両面印刷にて提出して宜しいでしょうか。	両面印刷で構いません。
83	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-9			添付資料Ⅲ	弊社は、持ち株会社を親会社とする企業であり、企業単体の「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」を企業単体で作成しておりません。この場合は弊社を含む持ち株会社（親会社）の株主資本等変動計算書を提出すれば良いですか。	持ち株会社（親会社）のものを提出願います。
84	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-9			添付資料Ⅳ	第一次審査資料に伴う添付資料について、会社定款の原本証明は、当該企業の代表者によって原本であることを証明する文面と印で認められるかご教示願います。またそれが不可の場合、証明するための例をご教示願います。	当該企業の代表者による原本証明で構いません。
85	添付8 様式集及び記載要領		様式 2-9			添付資料Ⅶ及びⅧ	第一次審査資料に伴う添付資料について、Ⅶ（法人税納税証明書）及びⅧ（消費税納税証明書）については、「納税証明書その3の3」のみを提出し、それらの未納がないことを証明することでよいかご教示願います。	「納税証明書その3の3」の提出をお願いします。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
86	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4			資金調達計画	①「評価の視点（資金調達・償還計画・収支計画）」の評価基準を踏まえて1枚、②「評価の視点（事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応）」の評価基準を踏まえて1枚とは、それぞれ1枚ずつを使って提案してよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4② 別表①			施設整備費の内訳	施設整備費について、令和5年度から7年間の支払い計画の表になっていますが、令和12年度から16年間の支払い計画の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 入札説明書 添付8 様式集及び記載要領 を訂正します。
88	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4⑤ - I			経費の記入方法について	設計業務・工事業務ともに、直接人件費・直接工事費のみ金額を入力する様式となっています。設計においては、直接経費・その他原価・一般管理費、工事においては、現場環境改善費、共通仮設費（率分・積上げ）、現場管理費、一般管理費の計上が必要と思いますが、どのように記載すればよろしいかご教授下さい。	入札説明書 添付8 様式集及び記載要領 のB-4⑤-I、IIに直接人件費・直接工事費以外の諸経費等を記載する欄を追記します。 なお、諸経費等については各項目に相応する金額を記載してください。
89	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4⑤ - I			事業費内訳書 I 設計業務	【I 設計業務】、【1. 事前調査業務】の金額欄は、各業務別ごとの合計額（例：I 設計業務金額欄=1. 事前調査業務+2. 詳細設計業務+3. 設計業務に係る調整業務+4. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務）を百円以下を切り捨て千円単位で記載すると理解してよろしいかご教示願います。また【1-1 試掘調査】の項目は入札説明書 添付9-入札時積算数量図面書-数量総括表9頁7行目の業務価格に該当する一式金額を記載すると理解してよろしいかご教示願います。	各金額欄毎に百円以下を切り捨て千円まで記載してください。 なお、端数の不整合が生じることは許容します。 後段については、ご理解のとおりです（ただし、令和4年10月7日一部訂正・追加の入札説明資料 添付8 様式集及び記載要領 にあたっては、9頁9行目の業務価格に該当する金額）。 なお、入札説明書 添付8 様式集及び記載要領 を訂正し、「1-1 試掘調査」を「1-2 試掘調査」に訂正します。
90	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4⑤ - I			事業費内訳書 II 工事業務	【1. 整備工事業務（既存支障施設の移転・解体撤去・復旧工事費を含む）】の金額欄は、入札説明書 添付9-入札時積算数量図面書-数量総括表28頁5行目の工事価格に該当する一式金額を記載すると理解してよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです（ただし、令和4年10月7日一部訂正・追加の入札説明資料 添付8 様式集及び記載要領 にあたっては、29頁5行目の工事価格に該当する金額）。
91	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4⑤ - I			事業費内訳書 II 工事業務	【1. 整備工事業務（既存支障施設の移転・解体撤去・復旧工事費を含む）】以下の【（1）仮設工】等については、入札説明書 添付9-入札時積算数量図面書-数量総括表に該当する工種別ごとの直接工事費を百円以下を切り捨て千円単位で記載し、【1-1 電線共同溝】欄へ集計し、間接工事費と一般管理費等の金額を追記し、その合計額が【1. 整備工事業務（既存支障施設の移転・解体撤去・復旧工事費を含む）】欄の金額となればよろしいかご教示願います。異なる場合は、記載方法についてご教示願います。	入札説明書 添付8 様式集及び記載要領 を訂正します。 【（1）仮設工】等については、入札説明書 添付9-入札時積算数量図面書-数量総括表に該当する工種別ごとの直接工事費を記載するとともに、間接工事費と一般管理費等についても【（11）間接工事費】と【（12）一般管理費等】に記載し、【1-1 電線共同溝】欄へは、直接工事費に間接工事費と一般管理費等を加えた金額を記載してください。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
92	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4⑥			入札時工事費内訳書	入札時工事費内訳書の注釈に『4. 事業費内訳書（様式B-4⑤-1）等と整合させること。』とありますが、（様式B-4⑤-1）の金額欄の注釈は『※4：金額については、百円以下を切り捨て千円まで記載してください。』と千円単位表示になっています。この場合、（様式B-4⑥）で記載した金額を（様式B-4⑤-1）へ千円単位で記載して（様式B-4⑤-1）で集計した場合、まるめ表示により（様式B-4⑥）の集計金額と合わなくなると考えられます。（様式B-4⑤-1）の各種別ごとの金額は（様式B-4⑥）の金額を千円単位として記載してあれば（様式B-4⑤-1）上での足し算が合っていない場合、整合していると判断されますでしょうかご教示願います。他の記載方法がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。
93	添付8 様式集及び記載要領		様式 B-4⑦			入札時積算内訳書	（様式26-6）「入札時積算内訳書」は、事業者の提案内容に関わらず、（添付11）入札時積算数量図面書に記載された数量、仕様に基づいて「整備工事等費」に係る費用を計上するものであり、事業者の技術提案内容により修正した数量、仕様に基づいて費用を計上するものではないとの理解でよろしいでしょうか。 また前者の場合、技術提案内容に要する費用の増減は、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 技術提案内容に要する費用の増減については、発注者との協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
94	添付8 様式集及び記載要領		様式 F-2			事業スケジュール表（整備工事業務に関する工程表）	様式F-2は、工事業務に対して作成するものであり、調査・設計業務や維持管理業務に対しては作成不要と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	添付9 入札時積算数量図面書	1				数量総括表（設計） 測量業務	試掘、工事業務については、夜間施工となっておりますが、測量業務については、昼間作業という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	添付9 入札時積算数量図面書	1				数量総括表（設計） 測量業務	安全費を計上しているとの理解で宜しいでしょうか。	測量業務において、安全費を計上します。 入札説明書 添付9 入札時積算数量図面書、添付10 見積参考資料を訂正します。
97	添付9 入札時積算数量図面書	1				数量総括表（設計） 測量業務	測量業務については、旅費交通費を計上しないという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
98	添付9 入札時積算数量図面書	1				数量総括表（設計） 測量業務	電子成果品作成費の対象額は、直接人件費という理解ですが、対象額は、地域、交通量などの変化率を含んだ直接人件費でしょうか。 または、地域、交通量などの変化率を含まない直接人件費で算出するのでしょうかご教示願います。	前段のご理解のとおりです。
99	添付9 入札時積算数量図面書	8～9	数量総括表			試掘調査	数量総括表9頁3行目摘要に諸経費非対象の記載があります。これは、入札説明書 添付10 見積参考資料 6頁、1) 試掘,2)埋設物件事故防止費、3) 交通管理費の1式当たり数量を単独工事（工種：C・C・BOX工事）として工事積算した工事価格の金額を設計費上で諸経費対象外の設定をすると考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は試掘調査、直接業務費、間接業務費、諸経費、業務価格の関連性及び計上方法についてご教示願います。	ご理解のとおりです。 なお、入札説明書 添付10 見積参考資料 の1. 試掘調査の「工事原価」を「工事価格」に訂正します。
100	添付9 入札時積算数量図面書	8～9	数量総括表			試掘調査 直接業務費 間接業務費 諸経費	数量総括表8～9頁 試掘調査にありますが直接業務費は試掘調査工事の直接人件費の合計でしょうか、試掘調査の工事価格を表しているものでしょうかご教示願います。また、間接業務費と諸経費については試掘調査の工事価格に対して何を対象とし、計算されているのでしょうか、計上方法・積上げ項目・対象率等についてご教示願います。	直接業務費は試掘調査の工事価格を表しています。なお、試掘調査に計上の金額は、諸経費の非対象としています。
101	添付9 入札時積算数量図面書	8～9	数量総括表			試掘調査	試掘調査の業務価格は数量総括表8頁11行目試掘調査～9頁7行目の業務価格までが対象であり、9頁8行目の業務価格は、測量国道41号黒崎電線共同溝PFI事業（設計）の測量業務価格+設計における業務価格+試掘調査における業務価格の合計と考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
102	添付9 入札時積算数量図面書	11	数量総括表			仮設工	仮設工において、覆工板設置・撤去等の工程が含まれておりません。特殊部設置等において、覆工板設置・撤去が必要となった場合は設計変更協議対象と考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
103	添付9 入札時積算数量図面書	30	数量総括表			3.見積参考資料（工事監理） 経費の考え方	工事監理については、「設計業務等標準積算基準書」設計業務に基づき、その他原価・一般管理費を算出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	添付9 入札時積算数量図面書	33	数量総括表			4.見積参考資料（維持監理） 経費の考え方	維持管理については、「設計業務等標準積算基準書」設計業務に基づき、その他原価・一般管理費を算出するという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
105	添付9 入札時積算数量図面書 添付10 見積参考資料					工事業務 試掘調査 日当たり施工量の補正	事務連絡（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 平成23年3月31日 http://www.mlit.go.jp/common/000139689.pdf ）によりますと、道路修繕工事、電線共同溝工事及び道路維持工事で、特定工種の日当たり作業量の補正の試行を行うとされておりますが、今回事業の予定価格の算出にあたっては本試行を適用しているのでしょうか。適用している場合、本事務連絡に則り、入札時積算数量書の各要素で、日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料を提供願います。	適用していません。
106	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	本件の積算に使用している労務単価は「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用してしていると考えてよろしいかご教示願います。	本事業の予定価格には、入札書提出期限日に有効な公共工事設計労務単価を適用することとします。
107	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	予定価格算出においては労務費に時間制約係数の計上はされていないと考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
108	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	積算に使用されている建設機械等損料表の適用年度は、令和4年度版でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
109	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	本件の積算にて使用されている積算準拠図書及び適用年度版は土木工事標準積算基準書、令和4年度版でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
110	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	本件の積算に使用されている歩掛区分/適用年度は一般土木-令和4年度（2022年度）、経費区分/適用年度は一般土木（国土交通省）-令和4年度（2022年度）、でよろしいか、ご教示願います。異なる場合は区分と年度についてご教示願います。	主たる工種はC・C・BOX工事を適用し、予定価格の算出にあたっては令和4年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書を適用しています。
111	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	本件の積算に使用している 整備局単価・市販単価・地域単価の適用地区・採用年月・二誌平均・安値別・単価採用優先順位についてご教示願います。	土木工事標準積算基準書（労務賃金・材料単価）に基づき単価を決定しています。なお、単価適用年月については令和4年12月です。
112	添付10 見積参考資料(設計)	6	(試掘調査)	1		試掘調査	共通仮設費の算定において、土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「直接工事費内の対象外費用」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
113	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1		試掘調査	現場管理費の算定において土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「現場管理費対象控除額」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。
114	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1		試掘調査	一般管理費の算定において土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「一般管理費対象控除額」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。
115	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1		試掘調査	「本事業は、設計・工事を一連で行うので、試掘調査は設計の中で計上する。工事積算を行い、工事原価を経費区分：諸経費非対象で計上する。」とありますが、「以下内訳を記す」 1) 試掘,2)埋設物件事故防止費、3) 交通管理費の1式当たり数量を単独工事（工種：C・C・BOX工事）として工事積算を行い、一般管理費対象外の工事金額を数量総括表9頁の設計-試掘調査一式（摘要欄 諸経費非対象）欄へ計上し、設計項目ではさらに諸経費非対称にすると考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は試掘調査、直接業務費、間接業務費、諸経費、業務価格の関連性及び計上方法についてご教示願います。	「工事価格」を諸経費非対象で計上してください。 入札説明書 添付10 見積参考資料 の1. 試掘調査 の「工事原価」を「工事価格」に訂正します。
116	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1		試掘調査	「本事業は、設計・工事を一連で行うので、試掘調査は設計の中で計上する。工事積算を行い、工事原価を経費区分：諸経費非対象で計上する。」とあり、入札説明書 添付9-入札時積算数量図面書-数量総括表9頁3行目摘要欄に諸経費非対象の記載があります。これは、入札説明書 添付10 見積参考資料(設計) 6頁の「以下内訳を記す」 1) 試掘,2)埋設物件事故防止費、3) 交通管理費の1式当たり数量を単独工事（工種：C・C・BOX工事）として工事積算を行い、算出した工事原価の金額を試掘調査一式金額とし、設計費上で諸経費対象外の設定をすると考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は試掘調査、直接業務費、間接業務費、諸経費、業務価格の関連性及び計上方法についてご教示願います。	質問No.115の回答のとおりです。
117	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1		試掘調査	当該工事で賃料計上されている機械については全て、長期割引とされているとの解釈でよろしいかご教示願います。異なる場合は、長期割引なしを採用している工種・歩掛をご教示願います。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
118	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	1)	試掘	1) 試掘の1式当たり数量において、アスファルト殻処分費及び軽量鋼矢板(電線共同溝)の記載がありません。予定価格算出においては『殻運搬』の項目に処分費が含まれていると考えてよろしいか、土留めは1.5m未満で計上しない条件と考えてよろしいかご教示願います。	アスファルト殻処分費については予定価格に含むこととします。 入札説明書 添付10 見積参考資料を訂正します。 なお、土留めについて、当初は軽量鋼矢板を使用しないことを想定しています。
119	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	1)	試掘	1) 試掘の1式当たり数量において表層(歩道部)のアスファルト合材種別・規格は、⑧再生密粒度アスコン(13) 瀝青材無しと考えてよろしいかご教示願います。また、「路盤」の表記がありませんが「埋戻し」には路盤が含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	歩道部のアスファルト合材種別・規格は、⑧再生密粒度アスコン(13) プラムコートPK-3を想定しています。路盤については、電線共同溝工(C・C・BOX)の埋戻し・締固めにより施工することとします。 入札説明書 添付10 見積参考資料 にアスファルト合材種別・規格を追記します。
120	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	4)	補正設定	4) 補正設定において、『損料年度は令和4年度、損料にかかる豪雪補正は【豪雪補正10% (国土交通省)】、冬期労務割増は無し、日当り作業量の補正は無し、アスファルト合材の小型車割増しは無し』の条件でよろしいかご教示願います。異なる場合は補正の有無、補正值についてご教示願います。	ご理解のとおりです。
121	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	4)	補正設定	4) 補正設定の内容について、『前払金支出割合区分は35%を超えるもの【一般管理費率×1.00】。契約保障に係る補正は金銭的保障を必要とする場合【一般管理費率+0.04%】。』と考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は区分・補正值についてご教示願います。	ご理解のとおりです。
122	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	4)	補正設定	4) 補正設定5. 一般管理費等 週休2日補正：4週8休以上の補正は要求水準書23・24頁 (16) 週休2日に取り組む工事 ク. に記載の補正率と同様と考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は補正率についてご教示願います。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
123	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	1)	試掘 舗装版破碎	1) 試掘の1式当たり数量の舗装版破碎-規格欄の歩掛ですとバックホは山積み0.45m3と考えます。殻運搬の規格は【舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 6.5km以下 全ての費用】となっており、舗装版破碎においてバックホの機種が小型(BH0.28,BH0.11等)の場合は、舗装版破碎積込(電線共同溝)または、作業土工の舗装版破碎積込(小規模土工)の歩掛へ設計変更協議対象となりますかご教示願います。	舗装版破碎を電線共同溝工(C・C・BOX)の舗装版破碎積込に訂正します。 入札説明書 添付10 見積参考資料 を訂正します。
124	添付10 見積参考 資料(設 計)	6	(試掘調 査)	1. 試掘 調査	1)	試掘 床掘り	1) 試掘の1式当たり数量の床掘り-規格欄の歩掛は機械掘削と考えます。試験掘りの床掘りを機械掘削から人力掘削歩掛へ、設計変更協議の対象となりますかご教示願います。	現地状況により人力掘削に変更が必要になった場合は、発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
125	添付10 見積参考 資料(工 事)	8				軽量鋼矢板(電線 共同溝)	参考事項にパイプサポート(材料費)1200~2000mm中古とあります。積算で計上されているパイプサポートの構造図・寸法図・質量表等ありましたら提示願います。また、パイプサポートはねじ式、水圧式、鋼製、アルミ製何れの形式を採用されていますかご教示願います。	入札説明書 添付10 見積参考資料 にパイプサポートの規格を追記します。
126	添付10 見積参考 資料(工 事)	8				軽量鋼矢板(電線 共同溝)	参考事項 名称欄にあります、「軽量鋼矢板(材料費)SS400 3.0m/枚 中古, パイプサポート(材料費)1200~2000mm 中古, 材料費(H形鋼)H-200 中古」は、賃料計上限度額(中古)(※購入価格×0.9)で材料費を計上していると考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
127	添付10 見積参考 資料(工 事)	8				軽量鋼矢板(電 線共同溝)	軽量鋼矢板・パイプサポート・H型鋼については、賃料ではなく、中古品を買取り、使用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	添付10 見積参考 資料(工 事)	9~10				殻運搬	参考事項欄において、アスファルト殻運搬はDID区間の有無=有り。コンクリート殻(無筋)とコンクリート殻(有筋)DID区間の有無=無し;と記載されています。アスファルト殻運搬のみ運搬経路にDID区間があるとの理解でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
129	添付10 見積参考 資料(工 事)	10				構造物取壊し工	構造物取壊し工にて、コンクリート取壊し「無筋構造物・有筋構造物」がありますが、取り壊す構造物の図面・構造図等ありましたら提示願います。	提示可能な図面はありません。
130	添付10 見積参考 資料(工 事)	11				残土処理	「整地」とありますが、残土受け入れ地で請負者によって整地となりますか。 また、整地時の重機等は請負にて負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
131	添付10 見積参考 資料（工 事）	11				埋戻し・締固め 中埋砂	中埋砂の材質は積算上、洗い砂（粒径5~0mm 荒目）の小口と考えてよろしいかご教示願います。また、締固めによる水締めにおいては水代を別途計上されているか、計上されている場合は数量についてご教示願います。	局設定単価を使用しており、大口で考えています。 また、水代は計上していません。
132	添付10 見積参考 資料（工 事）	11				開削掘削	参考事項 床掘りは、電線共同溝（C・C・BOX）の歩掛とと考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は施工方法・条件等をご教示願います。また、掘削（機械掘削）において、情報ボックスの近接掘削区間、埋設物輻輳区間等で人力掘削が発生した場合は、設計変更協議の対象となりますかご教示願います。	ご理解のとおりです。なお、人力掘削が発生した場合は、設計変更の対象とします。
133	添付10 見積参考 資料（工 事）	12				土砂等運搬	参考事項欄において、土砂等運搬はDID区間の有無=無し;と記載されています。これは土砂等運搬運搬経路にはDID区間がないとの理解でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
134	添付10 見積参考 資料（工 事）	12				埋設管路	角型FEPφ130、角型FEPφ100、角型FEPφ75について積算上、1本当たりの有効長は何mの材料を採用していますでしょうかご教示願います。	材料については貴社で想定してください。
135	添付10 見積参考 資料（工 事）	12~15				埋設管路	埋設管路の管路材設置において、通線ひも材料費は計上されていますでしょうかご教示願います。	通線ひも材料費は計上していません。
136	添付10 見積参考 資料（工 事）	14~15				ケーブル保護鋼管	KGPφ125、KGPφ100は立上管材料と考えますが立上管の設置労務費の計上についてご教示願います。また積算で使用された立上管の図面・単位数量表等ありましたらご提示願います。	未計上のため、設置費については設計変更の対象とする。また、提示できる図面等はありません。
137	添付10 見積参考 資料（工 事）	15				UC-PS曲管	φ75-90° 曲管、φ50-90° 曲管立上管材料と考えますが立上管の設置労務費の計上についてご教示願います。また積算で使用された立上管の図面・単位数量表等ありましたらご提示願います。	未計上のため、設置費については設計変更の対象とする。また、提示できる図面等はありません。
138	添付10 見積参考 資料（工 事）	17				埋設表示シート	埋設表示シートの仕様について、水抜き穴の有無と有りの場合は、水抜き穴の個数についてご教示願います。	埋設表示シートの「W150×2倍」「W300×2倍」「W400×2倍」については水抜き穴なし、「W600×2倍」については水抜き穴ありで個数は7個を想定しています。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
139	添付10 見積参考 資料（工 事）	18				プラスチックボックス	参考事項 名称欄にあります、「ラフテレーンクレーン賃料補正係数=標準以外;ラフテレーンクレーン賃料補正係数(実数入力)=1.225 無; 」 は、ラフテレーンクレーン賃料補正率が22.5%で 「無」の記載は、ラフテレーンクレーン賃料の長期割引なしの条件でしょうかご教示願います。	ラフテレーンクレーン賃料補正係数のご理解のとおりです。「無」の記載は、補正係数で単位が無い旨を示しています。なお、賃料については、長期割引を考慮した金額を基準としています。
140	添付10 見積参考 資料（工 事）	22				鉄蓋調整リング	参考事項において、管類の材料費については（材料費）の記載がありますが【調整リング】には（材料費）記載がありませんが材料費のみの計上と考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
141	添付10 見積参考 資料（工 事）	23～24				地上機器調整リング、立金物、自在型立金物、横平鋼、ケーブル仕分金物、ロングヘルマウス、ダクトスリーブ	参考事項において、管類の材料費については（材料費）の記載がありますが【地上機器調整リング、立金物、自在型立金物、横平鋼、ケーブル仕分金物、ロングヘルマウス、ダクトスリーブ】には（材料費）記載がありません。これは材料費のみの計上でしょうか、材料費+取付費（設置手間）含むの計上でしょうかご教示願います。取付費を含む場合は、歩掛についてご教示願います。	材料費のみです。
142	添付10 見積参考 資料（工 事）	28				切削オーバーレイ	参考事項に記載されています、瀝青材料種類（一層目）=タックコートはゴム入り（PKR-T）と考えてよろしいかご教示願います。異なりましたら規格・種別についてご教示願います。	タックコート PK-4を想定しています。
143	添付10 見積参考 資料（工 事）	28				処分費 アスファルト 殻	切削のアスファルト処分費と見積参考資料（工事）9頁の舗装破碎のアスファルト処分費は別であり、要求水準書43頁（イ）再資源化等をする施設の名称及び所在地の処分費を積算上計上していると考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
144	添付10 見積参考 資料（工 事）	28～30				自由勾配側溝 側溝蓋 歩車道境界ブロック	積算上で使用されています、自由勾配側溝、側溝蓋、歩車道境界ブロックの構造図・設計図等がありましたらご提示願います。	北陸地方整備局 標準設計の共通編及び道路編をご確認ください。 https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html
145	添付10 見積参考 資料（工 事）	31				多目的柱	「多目的柱の材料費：多目的柱 H=10.3m 垂鉛メッキHDZ55+ウレタ塗装」は、諸経費（①共通仮設費・②現場管理費・③一般管理費）の経費対象に含まれると考えてよろしいでしょうか。経費対象外となる経費項目がある場合には、①共通仮設費・②現場管理費・③一般管理費のどれが該当しますかご教示願います。対象外の場合は多目的柱輸送費は直接工事費に計上されると考えてよろしいかご教示願います。	前段のご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
146	添付10 見積参考 資料（工 事）	31				多目的柱照明灯	多目的柱照明灯の材料費、LED道路照明灯具（建電協型）、ポール内ジョイントボックス SB-902B22-N（単相用）、LED道路照明器具（建電協型）用専用ケーブル 直線型ポール用は見積採用ではなく一般材料として広汎資料より計上されていると考えてよろしかご教示願います。	局設定単価を採用しています。
147	添付10 見積参考 資料（工 事）	31				多目的柱	参考事項 名称欄にあります、「トラッククレーン深夜割増率=1.225 無」は、トラッククレーン賃料深夜割増率が22.5%で「無」の記載は、トラッククレーン賃料の長期割引なしの条件でしょうかご教示願います。また、多目的柱 H=10.3m 亜鉛メッキHDZ55+ウルタ塗装 の1基当たり重量をご教示願います。	トラッククレーン賃料深夜割増率はご理解のとおりです。「無」の記載は、補正係数で単位が無い旨を示しています。なお、賃料については、長期割引を考慮した金額を基準としています。積算上、多目的柱の1基当たり重量は788kgとしています。
148	添付10 見積参考 資料（工 事）	33				運搬費	軽量鋼矢板、覆工板等の追加仮設材が発生し、賃料扱いとなった場合、運搬が自12月1日 至 3月31日の期間で、搬入・搬出時間が22～5時の場合は冬期割増、深夜・早朝割増の適用となりますでしょうかご教示願います。その場合は設計変更協議対象となりますかご教示願います。	発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
149	添付10 見積参考 資料（工 事）	33				区画線消去	区画線消去の削取り式において、資材計上区分では軽油、ガソリンの材料費が計上されている条件でしょうかご教示願います。	ご理解のとおりです。
150	添付10 見積参考 資料（工 事）	34				道路施設基本データ	道路施設基本データ作成費について参考事項にあります(技術員1.75人)の労務費は昼間単価で、週休2日補正率の1.05倍としていると考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は昼夜間別と補正率についてご教示願います。	労務費は昼間単価で、週休2日補正対象外です。
151	添付10 見積参考 資料（工 事）	37				見積参考資料 (別紙) 1. 各種補正 2. その他	(工事) 1. 各種補正、2. その他の積算条件と、見積参考資料6頁の(設計) 試掘調査に記載されている「設計条件の設定」及び4) 補正設定は、同じ条件設定(プレキャストボックスロック設置及び道路照明灯建柱の労務単価は除く)で積算していると考えてよろしいかご教示願います。(工事)と(設計)の試験掘工事で、プレキャストボックスロック設置及び道路照明灯建柱の労務単価を除き、異なる積算条件がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
152	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	本件の積算に使用している労務単価は「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用してしていると考えてよろしいかご教示願います。	本事業の予定価格には、入札書提出期限日に有効な公共工事設計労務単価を適用することとします。
153	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	予定価格算出においては労務費に時間制約係数の計上はされていないと考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
154	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	積算に使用されている建設機械等損料表の適用年度は、令和4年度版でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
155	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	本件の積算にて使用されている積算準拠図書及び適用年度版は土木工事標準積算基準書、令和4年度版でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
156	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	本件の積算に使用されている歩掛区分/適用年度は一般土木-令和4年度（2022年度）、経費区分/適用年度は一般土木（国土交通省）-令和4年度（2022年度）、でよろしいか、ご教示願います。異なる場合は区分と年度についてご教示願います。	主たる工種はC・C・BOX工事を適用し、予定価格の算出にあたっては令和4年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書を適用しています。
157	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	本件の積算に使用している 整備局単価・市販単価・地域単価の二誌平均・安値別・単価採用優先順位についてご教示願います。	質問No.111の回答のとおりです。
158	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	共通仮設費の算定において、土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「直接工事費内の対象外費用」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。
159	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	現場管理費の算定において土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「現場管理費対象控除額」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。
160	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	一般管理費の算定において土木工事標準積算基準書の「処分費等」の取扱いによるもの以外で、「一般管理費対象控除額」となる項目についてすべてご教示願います。	ありません。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
161	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙）	当該工事で賃料計上されている機械については全て、長期割引とされているとの解釈でよろしいかご教示願います。異なる場合は、長期割引なしを採用している工種・歩掛をご教示願います。	ご理解のとおりです。
162	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙） 1. 各種補正	各種補正の内容について、『施工時補正無しは冬期補正無し。前払金支出割合区分は35%を超えるもの【一般管理費率×1.00】。契約保障に係る補正は金銭的保障を必要とする場合【一般管理費率+0.04%】。』と考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は区分・補正值についてご教示願います。	ご理解のとおりです。
163	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙） 1. 各種補正	1. 各種補正において、『ICT間接費補正』の条件は、『無し』の【共通仮設費率×1.00、一般管理費率×1.00】で予定価格を算定されていると考えてよろしいかご教示願います。また、要求水準書27頁 『3) ICT活用工事（舗装工（修繕工））の費用について』にあります、協議が整った場合、設計変更対象となり、『ICT間接費補正』の条件が有りの【共通仮設費率×1.20、一般管理費率×1.10】に変更されると考えてよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
164	添付10 見積参考資料（工事）	37				見積参考資料（別紙） 1. 各種補正 2. その他	各種補正において、『損料年度は令和4年度、損料にかかる豪雪補正は【豪雪補正10%（国土交通省）】、冬期労務割増は無し、日当り作業量の補正は無し、アスファルト合材の小型車割増しは無し』の条件でよろしいかご教示願います。異なる場合は補正の有無、補正值についてご教示願います。	ご理解のとおりです。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
165	添付10 見積参考 資料（工 事）	37				見積参考資料 （別紙） 2.その他	<p>事務連絡 平成23年3月31日</p> <p>「日当たり作業量の補正及び施工箇所が点在する工事の積算方法の試行の一部改正について」にあります。</p> <p>1.日当たり作業量の補正の試行 「土木工事標準歩掛において、日当たり作業量が設定されている工種において、道路維持工事等で、現場条件等により作業効率が低下するため、実態調査結果に基づき、日当たり作業量の補正を試行する。なお、日当たり作業量の補正係数は0.8とする。」</p> <p>は予定価格の算出にあたっては本試行を適用されていますでしょうかご教示願います。</p> <p>補正が適用されている場合は、見積参考資料の各要素（工種：舗装版切断、舗装版破碎、下層路盤、基層、中間層、表層、基礎碎石、切削オーバーレイ、排水構造物工）等について日当たり作業量補正を実施していることを判別できる資料を提供ください。また仮舗装にも適用されるかご教示願います。</p>	質問No.105の回答のとおりです。
166	添付10 見積参考 資料（工 事）	37				見積参考資料 （別紙） 2.その他	<p>週休2日補正：4週8休以上の補正は要求水準書23・24頁（16）週休2日に取り組む工事 ク. に記載の補正率と同様と考えてよろしいかご教示願います。異なる場合は補正率についてご教示願います。</p>	ご理解のとおりです。
167	添付10 見積参考 資料（工 事）	37				見積参考資料 （別紙） 2.その他	<p>歩掛及び単価適用年月について入札月と記載されております。今後のスケジュールでは入札日が12月2日となっておりますが、歩掛及び単価適用年月は12月単価を反映し、予定価格の積算を実施するという条件となりますかご教示願います。</p>	ご理解のとおりです。
168	添付10 見積参考 資料（工 事）	37				見積参考資料 （別紙） 2.その他	<p>本件の積算において、生コンクリート、アスファルト合材の小型車割増は適用されていますでしょうかご教示願います。</p>	適用しておりません。

【注意】令和4年10月7日に公表した再公告前の入札説明書等に関する第1回質問回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
169	添付10 見積参考資料(工事)	37				見積参考資料(別紙) 2.その他	<p>労務単価補正について、夜間工事補正有り『ただし、プレキャストボックスロック設置及び道路照明灯建柱については、施工時間20:00～5:00(8h)の内22:00～5:00(6h)の夜間割増を想定している。』とありますが、これはプレキャストボックスロック設置及び道路照明灯建柱の労務費のみ割増を実施し、次式のように計上されているのでしょうかご教示願います。 労務費 = (基準額 × 1.5) + (基準額 × 割増対象賃金比 × 1/8時間 × 0.25 (割増係数) × 6時間で、土木世話役の場合は (24,000 × 1.5) + (24,800 × 0.777 × 1/8 × 0.25 × 6) = 37,200 + 3,613 = 40,813円 (更に週休2日補正のため × 1.05) を労務費に計上。異なりましたら、計算方法をご教示願います。</p>	<p>労務単価補正については、夜間工事補正有りとしています。また、建設機械深夜割増については、プレキャストボックスロック設置及び道路照明灯建柱について、施工時間20:00～5:00(8h)の内22:00～5:00(6h)の深夜割増を想定しています。入札説明書 添付10 見積参考資料 を訂正します。</p>
170	添付10 見積参考資料(工事)	37				見積参考資料(別紙) 3.基準書以外の歩掛	<p>歩車道境界ブロックについて『1) 下記の工種については、特別調査による施工単価を見込んでおり、歩掛表の提示は出来ない。』との記載がありますが、歩車道境界ブロック以外の歩掛・標準単価は土木工事標準積算基準書、土木工事標準単価により積算されていると考えてよろしいかご教示願います。異なりましたら工種・細別名称についてご教示願います。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
171	添付10 見積参考資料(工事)	37				見積参考資料(別紙) 3.基準書以外の歩掛	<p>歩車道境界ブロック以外に見積採用されている工事費がありましたらご教示願います。また採用されている場合、何社見積の平均・安値別についてもご教示願います。査定率がある場合はその率についてもご教示願います。</p>	<p>ありません。</p>
172	添付10 見積参考資料(工事)	38				見積参考資料(別紙) 4.局特別調査(臨時調査)材料	<p>4. 局特別調査(臨時調査)材料以外に見積単価を採用されている品目(材料)がありましたら、全てご教示願います。また見積を採用されている場合、何社見積の平均・安値別についてもご教示願います。査定率がある場合はその率についてもご教示願います。</p>	<p>ありません。</p>
173	添付10 見積参考資料(工事)	43～74				参考図	<p>添付されています参考図以外で予定価格算定上使用されて、公表可能な図面等ありましたらご提示願います。</p>	<p>ありません。</p>